

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2020年5月28日
東村山市議会議長 あて

議席番号 23番
質問者 山田 たか子

記

1. 子ども達の声を受け止め、子どもの健康と豊かな成長を支える支援を

突然の休校となり、先行きの見えない不安を抱える多くの子どもや保護者のお話を伺う。各家庭の経済格差・教育格差がコロナ流行のもとでますます深刻となっており、かつてない事態には、かつてない取組が必要。子ども達が自分らしく安心して暮らし、学べるよう、今後の支援を考えていきたい。

(1) 子ども達の心のケア

外出規制・人との関りや運動機会の減少により、これまで当たり前だった活動が抑えられ、児童生徒のストレスや影響は計り知れない。日本小児科学会は、「学校休校等により屋外活動や社会的交流の減少が、コロナの直接もたらす影響よりも、子ども達を抑うつ傾向に陥らせる関連健康被害の方が大きくなる」と警鐘を鳴らしている。子どもの今の姿をありのまま受け止め、安心できる環境づくりや関係を築くために、これまで同様の人員や支援方法では対応しきれないことが考えられる。今後、具体的にどのような体制で、どのように心のケアを行っていくのか伺う。

(2) 子ども達の遊び場の保障

一律に外出規制をされて過ごす中、小さな公園や道路で遊ぶ子ども達の安全面の心配と同時に、「戸外で子ども達が遊んでいる」との注意や苦情も受けた。子ども達が責められる事ではないはず。感染防止策を講じた上で、生活や発達の中で必要な遊び場を、市が責任を持って保障するべきだったのではないか。

(3) 障がい児の支援

障がいを抱える子の中には、日常の決まった物事の少しの変化でも、大きな不安を抱く子がいる。緊急事態の中でも安心して過ごせるような手立てが取られていた

のか。また、障がいを抱える子の家族を孤立させないような配慮も必要であり、今後の緊急時の対策などはどのように取られていくのか、市の見解を伺う。

(4) 学校給食について

学校給食が無い休校期間中、私たちは希望制による学校給食の実施を求めてきた。中には、給食を貴重な栄養源としている児童生徒が少なからず居ると言われているため。3食しっかり用意できる家庭ばかりではない。生きる為に必要不可欠な児童生徒への「食」に対する支援は、この間どのように検討されたのか。また、給食を食べられずに困るような児童生徒には、どのような対応をされたのかを伺う。

(5) 今後の学習保障について

①コロナ以前から学習格差は広がっていたが、コロナ流行により深刻さが増している。例えば、私立校や学習塾ではオンライン授業、家庭によってはネット学習サイトを活用されている。家庭環境による学習格差に対する市の見解を伺う。

②「自分で教科書を見ながら解いている」と新たな学習を家庭で取り組む子ども達の声を聞いた。家庭学習は、これまでの学習の定着を主に行うべきだったと考えるが、この間の当市の「家庭学習」の捉え方を伺う。

③これまで目いっぱい授業時間の中で過ごしてきた保護者や子ども達は、今後の教育の進め方に大きな不安を抱いている。それは、これまでの教育のあり方からくる懸念である。この不安に応えるために市が考える「公教育」とは何か、どうあるべきかを伺う。

④年度当初の全国学力テストが中止とされたように、学校教育全般において子どもや教職員への負担軽減も考慮した、これまでにない取組が望まれる。文部科学省は、年度にまたがる指導も含め柔軟な対応を求めている。学習指導要領に子どもを合わせるのではなく、教科指導では本当に必要な学びを絞り込む等、柔軟な対応で「学ぶ楽しさ」や、ゆとりを持たせた東村山の子ども達のための「教育課程づくり」が必要だと考えるが、市の見解を伺う。

(6) 家庭が安心して過ごせる居場所となっているか

仕事や収入・精神面でも、保護者へ大きな負担がかかるかつてない状況により、ストレスから家庭内暴力や虐待などのリスクが危惧されている。子ども達には安心して育つ権利がある。子ども達が安心して救いを求められる場所や方法を、市としてどのような周知を行っているのか。また、当市ではどのようにリスクのある家庭

や児童生徒の把握に努めているのか伺う。

(7) 外国にルーツをもつ子ども達

休校中の家庭学習では保護者の協力を要する課題もあり、保護者の負担も大きいと聞く。特に、外国にルーツをもつ子ども達は、困っている事を「困っている」と伝えきれていないかもしれない。日本語を話せない家族も含めて、支援を必要としていると考える。この休校期間中、どのような支援をおこなってきたのか対応を伺う。

(8) 子どもの意見表明権

子どもの思いや願いである意見表明に対し、おとなは丁寧に応えることが求められる。その為には、子どもが自由に意見を述べることのできる場が必要と考える。学習・あそび・健康等、子ども達の生活すべてにおける意見を、どのように聞き取り、反映させていくのか伺う。

(9) 子どもと家庭の貧困実態調査を

①経済・教育格差の広がり深刻な問題となっている。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には、「子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」とされ、地方公共団体には地域の状況に応じた施策を作り、実施する責務があるとされている。当市の状況を伺う。

②今回のような緊急時に、支援を必要とする家庭や子ども達の状況が把握されていれば、当市に見合った市独自の支援策を講じることができる。国は「日本の未来を担う子ども達は、国や地域の一番の宝だ」と認めており「地域子どもの未来応援交付金」の活用による貧困実態調査の提案もしている。その調査結果は、今後の施策を検討するための財産となり、国や都への要望に対しても大きな説得材料となる。東村山市の実態やその背景を知るために、実態調査を行うべきではないか。

2. 生活困窮者の早期支援に向け、全庁をあげた横断的な取組を

コロナの影響を受け、生活に困窮される方が増えている。市民の要望と行政の支援が一致し、早期に改善されることが望まれる中で、複数の担当窓口へ回される相

談者の負担は大きい。また、その都度対応に当たる窓口職員の負担も大きいのではないか。それぞれの部署の強みを生かしながら、横断的な連携で早期支援の実現を目指していただきたい。

(1) 生活困窮の相談への対応として、受付から支援までの流れを伺う。

(2) 病気・借金・仕事・人間関係・住居・子育て・介護など複合的に困難を抱えている方もいる。足立区や神奈川県座間市では、最初に「つなぐシート」に相談内容の概要を記載し、そのシートを関連所管や機関で共有する仕組みをつくり、複数の窓口で連携した相談対応が可能となっている。相談情報が確実に伝達され、複数の相談員の支援により、相談者の孤立感が軽減される。相談の経過や内容が明確になり、相談員の負担も軽減される。相談結果を集約し事例が共有化されることで、職員のスキルアップにもつながっている。

当市でも実施が求められるが、いかがか。